

徳島県告示第三百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術機関の指定を受けた施術者の住所の変更について、次のとおり届出があった。

令和六年七月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

近藤 充久	施術者の氏名		変更年月日
	徳島市名東町二丁目 五四九 メゾン中村 一〇三号	旧	
	徳島市名東町二丁目 五九一 ー ハイッ サンシャイン一〇七 号	新	
			令和六年四月十二日